

『テロ等準備罪』について

1. 『テロ等準備罪』：その必要性

テロ等の凶悪な組織犯罪、国際犯罪が各国で頻発しています。わが国においても、3年後に迫った東京オリンピック・パラリンピックの安全な開催などのためには、**テロ等の組織犯罪を未然に防ぐための国際協力が不可欠**です。

捜査共助や犯罪情報共有などの国際協力を積極的に進めるためには、**国際組織犯罪防止条約（TOC条約）の締結**を急がなければなりません。この条約は既に、世界で187の国・地域が締結済みで、国連加盟国（193か国）で未締結の国は、わが国を含めて11か国[※]のみです。

このTOC条約を締結するためには、条約が求めている義務（重大犯罪の実行の合意の犯罪化）を履行するための**国内法の整備が不可欠**です。

この国内法が「**テロ等準備罪**」を新設する「**組織的犯罪処罰法**」の改正です。

※ 条約未締結の11か国：日本、ブータン、イラン、コンゴ（共）、南スーダン、ソマリア、パラオ、ツバル、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、フィジー

**組織犯罪に立ち向かう国際協力の輪に参加するためには、
テロ等準備罪を新設する「組織的犯罪処罰法」の改正が必要です。**

「組織的犯罪処罰法」改正のポイント

- ① **テロ等準備罪の新設**（詳細は次ページ以降を参照）
- ② 証人等買収罪の新設 ⇒ 司法妨害への対処
- ③ 犯罪収益の前提犯罪の拡大等 ⇒ マネーロンダリングへの対処
- ④ 国外犯処罰規定の整備

一口メモ

- 野党の一部は、国内法を整備しなくてもTOC条約を締結できると言っていますが、現在のわが国の法律では、TOC条約の求める義務を果たすことができず、その隙間を埋める今回の法律の整備が必要となるのです。
- 例えばわが国の現行法では、テロ組織が水道水に毒物を混入することを計画し、実際に毒物を準備した場合であっても、この時点で処罰することができません。「テロ等準備罪」は、TOC条約の求める、このような重大な犯罪の計画・準備行為をした段階で処罰することを可能にするものです。
- そもそも国内法を整備しなくてもTOC条約を締結できると言うのなら、民主党政権時代に条約締結できたはずで、野党の批判はあまりに無責任な発言です。

2. 『テロ等準備罪』：その成立要件

テロ等準備罪では**一般の方々**は処罰対象にはなりません。

まず、(1) 犯罪主体をテロ集団、麻薬密売組織などの**組織的犯罪集団**に限定し、さらに、(2) **重大犯罪の計画**、そして(3) **犯罪の実行準備行為**があつて初めて、処罰対象となるものです。

(1) 犯罪主体

テロ集団・暴力団・麻薬密売・人身売買組織など、重大な犯罪の実行を目的とする**組織的犯罪集団**

(2) 重大犯罪の計画

重大犯罪である「対象犯罪」の遂行を2人以上で計画

※対象犯罪とは、長期4年以上の懲役・禁錮に当たる罪のうち、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの（次ページ参照）

(3) 実行準備行為

計画をした者のいずれかが、計画に基づいて行う犯罪資金の調達や犯行に使う凶器・弾薬等の手配、犯行現場の下見をするなどの行為

**このような犯罪の成立要件からして、
組織的犯罪集団に入っていない一般の方々が、
処罰の対象になることはありません。**

一口メモ

- 「テロ等準備罪」は、対象となる団体が「組織的犯罪集団」に限られているので、労働組合やNPOなど正当な活動をする団体が処罰の対象となることはありません。もちろん、居酒屋で「上司を殴ると意気投合」しても処罰されませんし、一般のメールやSNS上のやり取りで処罰されることもあり得ません。
- 正当な活動をしている団体の目的が「一変」して「組織的犯罪集団」になることがあるとの指摘があります。これは、例えば普通の宗教団体がオウム真理教のように重大なテロを起こすような団体にも変わることもあり得ることを念頭に置いたものですが、「組織的犯罪集団」に当たるかどうかは、その団体が設立時に正当な団体であったかどうかではなく、テロ等準備罪の適用時点において、犯罪を目的とする集団になっているかどうかで決まるものです。
- このように、今回の法律によって、「日本が監視社会になる」といったことは、決してありません。

3. 『テロ等準備罪』：その対象犯罪

かつての「共謀罪」の法案では、当時、615あった懲役・禁錮4年以上の犯罪すべてを対象にしていました。

今般の法律案は、TOC条約において、各国の法律で対象犯罪を「組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪」とすることができる、と規定していることに着目しました。

犯罪主体を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」に限ることを法律で明確にした上で、「重大な犯罪」に該当するもののうち「組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定されるもの」のみを限定的に規定することによって、**懲役・禁錮4年以上の676の対象犯罪を277に限定しました。**

277の対象犯罪の代表例

①テロの実行

組織的な殺人、現住建造物等放火、航空機を墜落させる行為、拳銃等の発射、サリン等の発散、流通食品への毒物の混入

②薬物

覚醒剤、ヘロイン、コカイン、大麻の輸出入・譲渡等

③人身に関する搾取

人身売買、集団密航者を不法入国させる行為、強制労働、売春をさせる行為、臓器売買

④その他資金源

組織的な詐欺、高金利の契約、通貨偽造、マネーロンダリング

⑤司法妨害

偽証、組織的な犯罪に係る証拠隠滅、逃走援助

〈テロ等準備罪の法定刑〉

対象犯罪が10年超の懲役・禁錮の刑の場合は、5年以下の懲役・禁錮

4年以上10年以下の懲役・禁錮の刑の場合は、2年以下の懲役・禁錮

一口メモ

- 277の対象犯罪のうち、テロの実行に直接係るものだけでも100以上あり、テロ行為が対象犯罪の代表例であることは明らかです。
- 現在、民進党は政府の法律案に反対しています。しかし、かつての民主党は、今回の政府案とほとんど同じ対象犯罪を306にした修正案を国会に提出していました。